

平成26年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊南行政組合議会

平成26年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成26年12月25日

午後2時00分 開 会

組合長あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案説明

議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

議案第16号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

第5 一般質問

(委員会審査)

第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

第7 議案の上程、提案説明、質疑、討論及び採決

議 第1号 特殊詐欺被害を撲滅し、地域住民の安全と安心を確保する議決

出席議員（17名）

1番	坂井昌平	2番	三原一高
3番	下平順一	4番	菅沼孝夫
5番	加治木 今	6番	坂本裕彦
7番	岩崎康男	8番	松下寿雄
9番	堀内克美	10番	北沢正文
11番	竹沢秀幸	12番	村田 豊
13番	高橋昭夫	14番	柳生 仁
15番	田中一男	16番	清水正康
17番	城倉栄治		

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	高 坂 宗 昭
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
消 防 長	豊 口 雄 司	会 計 管 理 者	小 松 原 豊
病院事業管理者職務代理者	村 岡 伸 介	病院事務局長兼経営企画室長	新 村 義 弘
病院総務課長	市 瀬 憲 治		

事務局職員出席者

事務局次長 宮 下 務

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（宮下 務君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（松下 寿雄君） 年の瀬もいよいよ迫ってまいりました。この冬は、早くも寒波の襲来を受け降雪に見舞われましたが、どうか穏やかな新春を迎えられますことを願うところでございます。

これより、平成26年11月25日付、告示第7号をもって招集された平成26年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成26年11月25日付、告示第7号をもって平成26年第4回伊南行政組合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

さて、寒さはこれからが本格的な季節になるところでございますが、ことしは早い時期から冷え込みも強く、既に寒中のように寒い日が続いております。平成26年も、いよいよあと1週間ほどで年越しを迎える季節となってまいりました。

一年を振り返りますと、2月には記録的な大雪に見舞われ、この地域におきましても豪雪への対策が必要となってまいりました。また、7月～8月には局地的な豪雨や台風による被害が全国で多発、広島市や北海道では土砂災害により多数の尊い命が失われる甚大な被害が発生をいたしました。県内でも南木曾町において土石流の被害がございました。そして、9月27日には御嶽山噴火により戦後最大の犠牲者が出る大きな火山災害が発生をしてしまいました。さらに、11月22日には長野県北部において発生をした地震により大きな被害に見舞われるなど、さまざまな自然災害が発生した一年でありました。改めて犠牲になられた方々への御冥福をお祈りを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。

当伊南地域におきましては、幸い、ことしも大きな災害の発生がなく年末を迎えられており、大変ありがたく思うところでございます。

異常気象によります未曾有の自然災害や東日本大震災以降の地震や噴火の多発など、近年の自然災害は、私たちが過去に経験したことのない状況が増えており、大きな災害に見舞われた被災地の情報を見るにつけ、威力を増す自然の猛威に対応をしていくことの厳しさを痛感するところでございますが、地域住民の生命を最優先に安全を確保していくために、できる限りの防災体制を構築していく努力が必要と思っております。

一方、経済面におきましては、安倍政権におけるデフレ脱却に向けた経済再生への政策と世界経済の動きの中で円安、株高傾向が続いており、4月の消費税8%の引き上げによる影響や輸入製品、エネルギー価格の上昇による影響はあるものの、全体的な景気の状態は回復基調にあると言われております。

しかし、地域全体では、まだまだ景気回復の実感が薄く、賃金の引き上げが物価の上昇に追いついていないなど、経済再生への道のりは、いまだ道半ばであります。

先日、執行されました衆議院議員総選挙の結果を受け、昨日、第3次安倍内閣がスタートをいたしました。安倍政権の大きなテーマとして掲げる地方創生の実現に向けて、活性化に取り組む地方自治体に対し、国では情報支援、人的支援、財政支援などにより全力で支援するとして地方創生関連2法案が可決、成立をいたしました。今後、国においては、50年後の人口維持を目指す長期ビジョンと人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現をしていくための5カ年計画を示す総合戦略を取りまとめていくとしており、地方がみずから考え、責任を持って取り組むことが重要であることから、県と市町村には地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定が求められており、地方のやる気とアイデア、志の高さが問われるところとなりました。そして、人口減少、少子化の課題に対応するための戦略において地域の特性を生かした取り組みを進めるために、伊南の市町村が共同あるいは連携をして取り組むべき事業も出てくるかと思われますので、必要な情報を共有していけるように連携をしていきたいと思っております。

さて、伊南行政組合における各事業の進捗状況であります。一般会計事業においては、不燃物処理、し尿処理、火葬場の運営、消防事業について、それぞれの課題への対応を図りながら、おおむね順調に推移をしているところでございます。

その中で、長年、懸案となっておりました旧清掃センターの解体・撤去工事につきましては、現在、内部の除染作業等がおおむね終了をし、建物内部から、順次、解体に入るところでございます。

また、消防事業につきましては、11月の全員協議会でも報告をさせていただいたように、来年4月の上伊那広域消防の発足に向けて各種整備事業や調整事務が大詰めを迎えております。

病院事業につきましては、本年度から第2次経営計画に基づく病院運営がスタートをしたところでございます。

医師の招聘では、本年度に入り外科、リハビリテーション科でそれぞれ1名の医師を増員することができ、現在29名の診療体制となっております。

また、本年7月には長野県地域医療再生計画の拡充分事業として整備を進めておりましたヘリポートが完成をし、ドクターヘリの利用が始まりました。これまでに患者搬送にかかわる6件の利用がされており、救急、急性期等の医療供給体制がさらに充実をされ、地域の安全・安心を担う態勢が強化をされました。

一方、今年度上半期の収支状況でございますが、平成26年度の診療報酬改定による7対1看護要件の厳格化や在宅復帰の促進などが影響をしていると考えられますが、新規入院患者数は増加をしているものの、平均在院日数が減少しておりまして、結果として、入院患者延べ数が減少したことにより、上半期の純利益は前年度を下回る結果となっております。

また、企業会計では、本年度から退職給与引当金の義務化もあり、現状では厳しい経営状況となっておりますが、例年、冬期間は入院患者が増加する傾向もあり、今後の動向を注視しながら、開業医の先生方とも連携をして入院患者の紹介をいただくとともに、経費圧縮に努め、改善に向け努力をしているところでございます。

今議会に提案を申し上げます議案でございますが、上伊那地域公平委員会関係議案が1件、条例案件が4件、補正予算1件の計6件でございます。

上伊那地域公平委員会にかかわる議案につきましては、消防の広域化に伴う共同設置団体数の変更と規約の変更について地方自治法の規定により手続を進めるためのものがございます。

条例案件は、職員の再任用に関する条例の制定であります。公的年金の支給開始年齢引き上げに伴い地方公務員法の規定に基づく雇用と年金の接続を図るための制度として運用できるようにするため制定するものがございます。

一般職の職員に給与に関する条例の一部改正につきましては、本年の人事院勧告に基づき平成26年度の給与水準改定と平成27年度の給与制度の総合的見直しについて国及び市町村の給与改定に準じて給料及び手当の改定を行うものがございます。

なお、病院事業職員の給与につきましても規定で定めておりますが、同様に改定することとしております。

職員退職手当支給条例の一部改正は、今回の給与条例の一部改正における平成27年度の給与制度の総合的な見直しに伴い退職手当の調整額について国及び市町村に準じて見直すものがございます。

病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正につきましては、本年の人事院勧告に基づく一般職員の給与改定に準じて病院事業管理者の期末手当について引き上げをするものがございます。

補正予算につきましては、一般会計予算の総務費及び消防費について人件費の増額をするもので、給与改定に伴う追加分、それから、職員構成の変動や広域化に向けた調整事務の対応、災害対応出動などに伴う職員手当や旅費等の追加をするものがございます。

今議会に提案申し上げますこれらの案件につきまして、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げます。第4回定例会開会に当たりましてのあいさつといたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議 長（松下 寿雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により17番 城倉栄治議員、1番 坂井昌平議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（下島 清志君） それでは、議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団

体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について提案説明を申し上げます。

議案書 15-1 ページをごらんください。

提案理由でございますが、伊南行政組合が関係団体となっております上伊那地域公平委員会でございますが、消防事務の上伊那広域化に伴いまして平成 27 年 3 月 31 日をもって伊那消防組合が解散となることによりまして上伊那地域公平委員会を共同設置する関係団体のうちから同組合が脱退となります。このため、当委員会を共同設置する団体数を変更するとともに当委員会の共同設置規約の変更が必要となります。これにつきましては、共同設置する関係団体の議会の議決を得た上で関係団体の協議により定め、県知事への届け出を要するとする地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

15-2 ページをお願いいたします。

規約の変更内容でございますが、初めの第 4 条及び第 6 条の変更は、今回の変更にあわせまして字句の修正を行うものでございます。

次の別表に規定されております共同設置団体から伊那消防組合を削る変更を行うのが主でございます。これによりまして、共同設置する団体の数は 12 団体から 11 団体に減少となります。

議案第 15 号の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下 寿雄君） これをもって議案第 15 号の提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第 16 号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例

議案第 17 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 18 号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第 19 号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 20 号 平成 26 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 3 号）

以上 5 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（下島 清志君） それでは、議案第 16 号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例について提案説明を申し上げます。

議案書 16-1 ページをごらんください。

提案理由でございますが、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げに伴い雇用と年金の接続を図るため地方公務員法の規定に基づき職員の定年退職後の再任用について新たに条例を制定するものでございます。

それで、恐縮でございますが、別にお配りをしてあります議案第 16 号の説明資料、A4 の裏表のものをごらんをいただきたいと思っております。

そちらの説明資料の 1 の条例化の背景についてでございますが、平成 11 年 7 月に地方公務員法が改正をされ、平成 13 年 4 月から再任用制度が創設をされました。これは、同時に平成 13 年度から公的年金の支給開始年齢を段階的に 65 歳まで引き上げるという改正にあわせまして 60 歳代前半の生活を雇用と年金の連携に

より支え、退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるようにするためのものがございます。このことは、また、地方公務員法の改正だけでなく、民間の企業にも高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により65歳まで働ける制度として、定年の廃止または引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置が義務づけられ、その結果、③のオにありますように、人事院の調査では約81%の企業が既に継続雇用制度を導入済みで、厚生労働省の高年齢者雇用状況調査によりますと92%の企業が定年引き上げを含めて何らかの措置を実施済みとなっております。

なお、県内の市町村の状況は、③のアにありますように、この12月の市町村議会までにすべての市町村で制度化がされております。

当組合におきましても公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が③のエにありますように来年度から62歳に引き上げられ、いよいよ年金との空白期間が生じることになり、国に準じて雇用と年金の接続を図るよう指導されていることや、組織市町村の制定状況を踏まえまして、駒ヶ根市の再任用制度に準じて制度化を図るものがございます。

2の伊南行政組合の再任用制度でございますが、再任用に関する条例の内容につきましては、駒ヶ根市の条例に準じて、フルタイム及び短時間の再任用制度とし、具体的な運用に関しては現在ある嘱託職員制度との併用制度とするものがございます。

なお、病院事業におきましては、医師や看護師等、医療職の実情を踏まえ、運用に関しましては、別途、制度化を検討しておりますので、ここでは病院事業職員以外の一般職の職員を対象とした説明といたします。

当組合の職員の状況は、来年4月以降、消防の広域化によりまして再任用制度の該当となる職員は極めて少なく、市町村の状況とは異なりますが、将来的な業務体制や組織体制の変化の可能性も配慮し、基本的な事項は駒ヶ根市に準じた制度としております。

(2)にありますように、フルタイムの再任用と嘱託制度の判断は職責、職種、勤務時間により判断することとなりますが、原則として係長職以上の職に就く場合にはフルタイム再任用で、それ以外は嘱託職員というものがございます。

また、業務体制の変化に応じまして必要により短時間勤務の再任用も適用していくこととなります。

(3)の任期及び任用でございますが、再任用の任期は1年以内とし、その更新は勤務成績により65歳に達する年度まで更新可能とするものがございます。

また、任用の方法、選考基準でございますが、①の退職時までの勤務成績から⑦の社会性までをもとに選考していくこととなります。

裏面に行ってくださいまして、3の再任用職員の給与でございますが、この内容は後ほど議案第17号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正となるもので、人事院勧告に基づく国家公務員に準じるものがございます。

(1)のフルタイム再任用職員の場合、勤務時間は正規職員に同じで、給料月額も再任用職員にあっても給料表を適用することとなっており、行政職における常勤再任用職員の給料月額は表のとおり7級まで規定することとなりますが、原則として退職時の職位に基づき1級または2級を適用するものがございます。

手当やその他の医療保険の適用につきましてはごらんのとおりです。

(2) の再任用短時間勤務職員の場合、勤務時間は週 15 時間 30 分から 31 時間までの 1 日 7 時間 45 分を越えない範囲で、職を考慮して任命権者が定めるものとし、給料月額としては、例としまして、①は週 28 時間 45 分勤務、②は週 23 時間 15 分勤務の場合の 2 つの例を表示しております。

また、手当やその他の医療保険の適用につきましてはごらんとおりでございます。

(3) に参考としまして現行の嘱託職員制度の例を掲載してありますので、お目通しをいただきたいと思っております。

4 の課題及び配慮すべき事項でございますが、先ほど申し上げましたように、当面の状況としまして、伊南行政組合の共同処理する事務のうち、今後、数年間の間に変更が予想される事務としましては、アにありますように、4 のごみ処理施設については現在のところ平成 29 年度に上伊那広域への統合が計画をされております。また、③のし尿処理及び汚泥処理業務につきましては、今後の処理にあり方について下水道施設への接続、投入を中心としまして、現在、検討中でございますが、その方向性によっては共同処理の変更の可能性もございます。また、将来的には、新たに共同処理する事務の拡大もないとは言えませんが、当組合の職員体制については、その動向に合わせていかなければならない状況でございます。

一方、当組合の職員体制の現状を申しますと、病院事業職員や派遣職員を除く組合職員は、現在、正規職員が 1 名、嘱託職員 1 名、臨時職員 1 名となっており、平成 27 年度末には正規職員が定年退職となる見込みでございます。

このような状況の中で、当面は新規に正規職員を採用することは困難と考えられますので、再任用制度の運用も必要なものと考えております。

それでは、議案にお戻りをいただきまして、16-2 ページをお願いしたいと思います。

伊南行政組合職員の再任用に関する条例ですが、第 1 条は、趣旨としまして地方公務員法の規定に基づき職員の再任用に関して同法の規定により条例で定めることとされている事項について定めるものとし、第 2 条では、再任用の対象職員として、定年退職以外の職員について、第 1 号は、25 年以上勤務し、かつ退職後 5 年を経過しない者、第 2 号は、第 1 号により再任用をされたことがある者で 65 歳未満の者を対象とするものでございます。

第 3 条は、1 年任期の更新の条件としまして、勤務実績が良好である場合で、先ほどの 7 つの選考項目が良好な者とし、2 項として再任用をされる職員の同意が必要なことを規定をしております。

第 4 条としまして、再任用の更新時の任期の末日は 65 歳に達する年度の 3 月 31 日以前とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

また、附則第 2 項から第 4 項まで、再任用の実施に関して職員の定年等に関する条例、それから職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員退職手当支給条例について所要の整備の改正がありますので、こちらについては後ほどお目通しを願いたいと思っております。

職員の再任用に関する条例の提案説明は以上でございます。

続きまして、議案第 17 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書 17-1 ページをごらんください。

提案理由は、本年の人事院勧告に基づく国家公務員に準じる給与改定、給与制度の総合的見直し及び再任用職員の給与について定めるものでございます。

それでは、大変、また恐縮ですが、先ほどの別にお配りしてあります補足資料の 2 枚目の議案第 17 号説明資料をごらんをいただきたいと思っております。

2 の一般職の職員の給与改定の内容であります、改正の内容については、大きく分けて 3 つになります。

まず、1 の平成 26 年度の給与水準改定でございますが、(1) の給料表の改定につきましては、ことしの 4 月 1 日からの適用とし、若年層に重点配分するものとして初任給付近を 2,000 円引き上げ、平均では 0.3% 引き上げる改正となります。

(2) の通勤手当の改正ですが、これもことしの 4 月 1 日からの適用とするもので、燃料費の高騰などによる民間の支給状況を踏まえた改正で、片道 10 km 以上について距離別の区分に応じて 600 円～3,500 円の引き上げ、片道 4.5 km 以上につきましては、交通網の発達や専門職等の人材を広くから確保するために国の制度に準じまして 60 km 以上までの 4 区分を増設をする改正でございます。

(3) の勤勉手当ですが、民間の支給割合に見合うよう年間 3.95 月分を 4.10 月分に 0.15 月分引き上げる改正で、表にありますように、26 年度分については 1 2 月の勤勉手当に、27 年度分につきましては 6 月 1 2 月のそれぞれの勤勉手当に配分をするものでございます。

次に 2 の平成 27 年度の給与制度の総合的見直しでございますが、(1) の給料表の改正につきましては、来年 4 月から平均で 2% 引き下げるもので、これも初任給付近の引き下げはせず、50 歳代後半を最大 4% 程度引き下げるというものでございます。

ただし、円滑な移行のため、29 年度末まで減給保障の経過措置がございます。

(2) の管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大でございますが、今まで災害対応、その他の臨時、緊急の休日勤務等に対しましては支給の規定がありましたが、近年、集中豪雨などの自然災害が増加する中で、緊急の勤務の増加に対応するために平日の深夜勤務に対しても支給するものとする改正でございます。

(3) の消防広域化に伴う消防職員の給与の取り扱いにつきましては、来年 4 月から上伊那広域連合の職員となる消防職員は国の基準による地域手当支給の対象とされていることから、消防職員に限り国に準じて平成 27 年 1 月の昇給の 1 号俸抑制措置を実施するものでございます。これにつきましては、これまでに消防広域化に向けての調整作業におきまして給料等の整合を図るための調整がされてきておりますが、今回の国の改定に伴いまして伊那市に準ずる上伊那広域連合及び伊那消防組合の昇給抑制措置の実施により、伊南行政組合の消防職員との昇給のずれがさらにできてしまうということから、これを解消するため実施をするものでございます。

ただし、今年度中は、伊南の他の職員との均衡を考慮し、経過措置としまして、来年 1 月から 3 月分までの消防職員の給料につきましては、この措置による 1 号俸抑制に伴う差額に相当する額を加えて支給するものとしていたします。

次に 3 の再任用職員の給与についての規定でございますが、先ほどの議案第 16 号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例で再任用制度について説明をさせていただきましたが、再任用常勤職員及び再任用短時間勤

務職員の給与の種類、額等について人事院勧告に基づく国家公務員に準じて新たに規定をするものでございます。

それでは議案書の17-2ページにお戻りをいただきたいと思えます。

第1条の改正は、平成26年度分の給与水準の改定でございます。

第9条の8は、通勤手当の額の改正でございます。第2号カの片道10km以上12km未満の額から同号スの35km以上40km未満の額について改めるとともに、同号セについて、今まで40km以上としていたものをそれぞれ5km単位で4区分を増設するものでございます。

第19条第2項及び附則第9項の改正は、一般の職員及び特定管理職員の勤勉手当の支給割合について12月分を0.15月引き上げる改正でございます。

17-3ページから17-6ページにかけての別表は、平均0.3%引き上げる改正後の給料表になります。

17-7ページをお願いいたします。

第2条は、平成27年度から適用する給与制度の総合的見直し及び再任用職員の給与の種類、額についての改正でございます。

給与条例第2条は給与の種類についての規定でございますが、第1項の給与の定義中、再任用常勤職員及び再任用短時間勤務職員について第2項で規定するため、第1項からは除く規定を加えるものでございます。

新たに第4条の3として第1項に再任用常勤職員の給与月額を、第2項の再任用短時間勤務職員については第1項の月額を勤務時間により案分する規定を加え、それぞれ条を繰り上げる改正でございます。

第6条第4項の改正は条項の整理。

第9条の8の改正は再任用短時間勤務職員の通勤手当についての算出方法について回数割合とする規定を加えるものでございます。

第12条の改正は、再任用短時間勤務職員の超過勤務手当について、1日7時間45分までは100分の100とし、それを超える場合は正規職員と同様の率とするものでございます。

第13条第2項及び次ページの第14条の2の改正は、引用する条項の整備。

第17条の3は災害対応、その他の臨時、緊急時における管理職員特別勤務手当について、今までの休日に加えまして平日の深夜勤務を加えるもの。

第18条の改正は再任用職員の期末手当の支給割合、第19条の改正は同じく勤勉手当の支給割合について定めるもので、合わせて年2.1月とするものでございます。

第23条を加える改正は、再任用短時間勤務職員を除く非常勤職員及び勤務条件の特別な職員、例えば専門職としての嘱託職員や施設長としての嘱託職員などが該当すると思えますが、これについて再任用職員の規定にあわせて予算の範囲内で報酬を支給することができるよう規定を整備するものでございます。

次ページの附則第6項の改正は、55歳以上の職員につきまして給料月額を1.5%減額することを定めた規定ですが、27年度の給料表の引き下げ改正について平成30年3月31日まで減給補償をするということに伴いまして、当分の間としていたものを平成30年3月31日までとするというものでございます。

次の附則第9項の勤勉手当につきましても同様に措置をするための改正でございます。

17-10ページから17-14ページまでは27年度からの平均2%引き下げる給料表の改正のものでござ

ざいます。

最後の欄に再任用の常勤職員の給料月額について定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するものですが、第2条の平成27年度からの給与制度の総合的見直し及び再任用職員の給与などの規定等につきましては平成27年4月1日からの施行とするものでございます。

以下の調整事項や経過措置につきましては後ほどお目通しをお願いしたいと思いますが、先ほど概要のところでも申し上げましたように、消防職員の昇給の特例につきまして、17-15ページの下段の第6条において平成27年3月31日までの間における給与条例に定める昇給の適用については1号俸を抑制するものとし、次の17-16ページ、第7条において、その経過措置として昇給の特例を受けなかった場合との給料月額の差額を支給するものでございます。

議案第17号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書18-1ページをごらんください。

提案理由ですが、職員退職手当につきましては、平成25年2月の議会におきまして官民均衡を図るため国家公務員に準じて平均15%の引き下げを段階的に行い、本年7月には完全施行となっております。今回、議案第17号による給与改定におきまして給与制度の総合的見直しにより退職手当の支給水準が平均2.6%低下をすることということで、現行の支給水準の範囲内で職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるという国家公務員の引き上げに準じまして退職手当の調整額の水準を引き上げるものでございます。

18-2ページをお願いいたします。

第6条の4は職員の公務への貢献度により加算する調整額についての規定で、退職前の5年間の職責に応じたの計算方法を定めておりますが、その第1号区分から第5号区分の調整額をそれぞれ5万4,150円、4万3,350円、3万2,500円、2万7,100円、2万1,700円とするように改正をするものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（新村 義弘君） 議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書19-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、病院企業職員の給与改定に伴い病院事業管理者の期末手当を改正するものでございます。

議案書19-2ページをお開きください。

伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例第4条の中で期末手当の支給率は伊南行政組合一般職の給与条例の読みかえ規定となっており、6月及び12月支給分について、それぞれ100分の7.5を増額したいとするものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長（下島 清志君） それでは、続きまして議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

議案書20-1ページをお開き願います。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算をそれぞれ1,227万8,000円追加し、予算総額を22億8,849万3,000円とさせていただくものでございます。

今回の予算の補正は、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴います人件費の補正と消防における先般9月27日に発生しました御嶽山噴火による災害への応援活動に伴う旅費及び超過勤務手当の補正、また、上伊那広域化に向けての調整作業に伴う超過勤務手当の増加などを追加させていただくものでございます。

20-3ページ、事項別明細書をお願いいたします。

先に歳出の部でございますが、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費でございますが、20万9,000円の増額につきましては給与条例の改正に伴う事務局職員3名分の勤勉手当改定分でございます。

なお、給料及び共済費につきましては、3名とも55歳以上の職員につき、現行予算内で執行可能のため、補正はございません。

続いて20-4ページをお願いいたします。

4款1項1目 消防費でございますが、給与改定に伴います消防職員67名分の給料、職員手当、共済費の増額でございます。

なお、職員手当802万2,000円の増額のうち勤勉手当改定分が361万円余、通勤手当改定分が33万円余のほか、火災原因調査や消防広域化に向けての調整作業、それから噴火災害への応援出動などに伴います超過勤務手当増額分が300万円、その他、当初予算の編成時以降の職員構成の変動に伴う増加などによるものでございます。

次に、9節 旅費30万円の追加につきましては、御嶽山噴火災害への応援出動に伴います旅費の増額でございます。この応援活動は、長野県消防相互応援協定に基づき、9月28日から10月15日までの18日間、救急隊並びに後方支援隊として述べ20隊、50名の職員が現地で活動をいたしました。

次の19節 負担金、補助及び交付金26万7,000円の増額につきましては、飯島町・中川村・宮田村採用の職員24名分の退職手当組合負担金の給与改定に伴います増額分でございます。

20-3ページにお戻りをいただきまして、歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金1,227万8,000円の増額は、歳出予算の追加に伴い市町村分担金を増額させていただくものでございます。

議案の20-5ページから20-7ページには給与費の明細書、それから20-8ページには市町村分担金調書を載せてございます。内訳につきましては後ほど御確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後2時55分といたします。

休憩。

午後2時48分 休憩

午後2時55分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された議案第15号は、別紙、議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

次に、

議案第16号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

以上5議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号及び議案第20号は、別紙、議案付託表のとおり常任委員会へ付託をいたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果の報告を願います。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっています。

5番 加治木今議員の質問を許可します。

○5 番（加治木 今君） それでは、本日の質問は伊南行政組合の今後の取り組みに共同処理する新規事務事業の立ち上げをというテーマで述べさせていただきます。

衆議院選挙も終わり、いよいよ地方創生は本格的に始まってまいりました。まち・ひと・しごと創生法案の基本姿勢には、地方の自主的取り組みを基本とする、また、現場に直接出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功に至らなかった事例も含め、得られた知見を今後に活かしていくとされています。これらを受けて、伊南の各市町村ともに積極的な取り組みは始まっております。

さて、本日は、長い歴史を持ち、その成果を残しながらも、これからは既存の事務事業が減る伊南行政組合の今後についての提言をさせていただくとともに、これからのお考えをお聞きいたします。

当組合の共同処理する事務事業のうち、消防関連が27年度から、ごみ処理に関しては29年度から、上伊那広域連合に移行されることが予定され、これによって当組合の事務事業が平成29年にはぐっと減ってまいります。この大きな転換期に、これからの伊南行政組合のあり方を、この地方創生の考え方とともに検討していくことが必要と考えております。

地方創生、これは、この地域の養ってきた財産を生かしながら新たな考え方の提言が求められ、それによって、一極集中ではなく、日本全体が力をつけていくと私は理解しております。

各市町村それぞれでの取り組みも重要ですが、本日は、伊南の首長さんたちもそろってお見えです。国への提言には自治体がまとまったほうが特徴ある施策となるものもあるのではないのでしょうか。先ほど既に組合長のごあいさつでもまとまってという御内容のこともございました。

伊南行政組合の事務は、今まで住民が安心して生活できる項目に絞られてきました。過去には合併に関する事項が追加された経緯もお聞きしておりますが、今後は、より伊南を広める活動に力をまとめることが必要ではないのでしょうか。

このような観点から、具体的に2つの事務事業の提案をいたします。

以前の今議会におきまして、私、清水議員から質問いたしました発達障害支援事業の伊南での取り組みに対する検討経過と課題をお聞きいたします。

この発達障害に対する取り組みは、研究とともに子育てから就職までの息の長い支援が必要です。

駒ヶ根市には看護大学と心の医療センター駒ヶ根の公的施設があります。また、昭和伊南総合病院では、早くからこの支援に取り組んでおります。今までの継続的な取り組みを中心にしながら、関連スタッフの体制の充実など、各機関との連携や新しく外部との研究も視野に入れながら、この伊南の地は支援事業の研究・実施地域として提案できる要素を持っているのではないのでしょうか。これは、これからの子育て、人材育成の面で大きな事業になるのではないのでしょうか。

過去の質問では、つくし園の事業を伊南でという捉え方でしたが、本日は、さらに研究機関との連携なども模索した伊南での取り組みを提言いたします。今までの検討経過と課題とともに、これに対する見解をお願いいたします。

2点目といたしまして、観光分野で伊南に事務局体制ができないかという観点での質問です。

観光は各市町村がそれぞれに特徴を出して取り組んでおります。これからは、もっとまとまった力が必要ではないのでしょうか。

上伊那広域連合でもシティプロモーションに関連した具体的な動きの研究も始まりつつあります。

上伊那の観光は上伊那観光協会に広域連合で委託しておりますが、そことも直結し、伊南の情報も管理、発信できる事業を、この行政組合に事務局を置いて取り組んでいくことが伊南の発展には必要ではないのでしょうか。上伊那の中でも、この伊南の地は、アルプスの懷に包まれた心癒される地と自他ともに認めております。このすばらしさを定住人口増加の目的もあわせてコマーシャルして動くには、やはりまとまった力が必要と思います。これに対する見解をお願いいたします。

以上を第1回目の質問といたします。

○組 合 長 (杉本 幸治君) ただいまの加治木議員の御質問でございます。伊南行政組合の今後の取り組み等につきまして何点か提案をいただきました。

まず、1点目の発達障害支援事業についてございまして、この件につきましては、これまでも加治木議員や清水議員からの御質問、御提案をいただきました。また、市町村のですね、担当課の中でも、広域化の検討要望もありまして、伊南4市町村の担当課の中で、間ですね、広域での事務事業化について検討を進めてきたところでございます。その検討の中で出されております問題点や課題、要望等について、若干、述べさせていただきます。

まず1点目が職員体制でありますけれども、療育訓練のための専門スタッフが必要なが、各市町村が専門スタッフを雇用確保することは非常に困難だということでございます。次に、専門職の継続性が保たれる病院や老健施設等の組織による運営が望ましいといった意見、それから、早期発見、早期療育につなげる上で小児科医との連携が不可欠、療育のためのスタッフは常勤体制で医師の指導のもとに療育プログラムを実施をし、一貫性、継続性のある療育訓練を行うことが効果的な支援につながる、次に、つくし園利用者の多くが昭和伊南総合病院のリハビリを受けておりまして、病院との連携が必要であること、それから、園児へのSST、社会的スキル訓練もですね、町村単独では実施が難しく、専門職が各市町村に巡回できる機能を持たせてほしいといったような御意見も出ております。

次に、現在、実施をしておりますつくし園の施設面での課題でありますけれども、現在、利用者の増加、それから事業実施の拡大によりまして訓練スペースとなる施設が狭隘になってきていること、現施設ではタイムケアの実施場所の確保が困難な状況になってきている、また、多動性のあります子どもさんと重度心身障害をお持ちの子どもさんが同じ部屋で預かることへの危険性、年齢差のあります障害児を同時にあずかることの危険性など、さまざまな障害をお持ちのお子さんへの受け入れに対して施設規模、設備等に問題が出ております。それから、個々の発達レベルに合わせて部屋を分ける必要も出てきているわけでございます。それから、伊南に重度心身障害児に対応できる施設が必要だが、ほぼマンツーマンの体制を必要としまして、設備・衛生面でも配慮が必要であり、医療との連携が欠かせない、新しい施設をつくるとなると費用の問題など抵抗がある、距離が遠く利用しがたい、送迎の検討が必要、伊南全体でできる状況でないと広域化は難しいといった意見も出ております。

次に運営の組織についてでございます。通園対象児の多い年、少ない年がありまして、恒常的に単独で維持していくことは難しく、広域設置による運営を臨む、専門職の確保、医療との連携において伊南行政組合での運営がふさわしい、昭和伊南総合病院は子どものリハビリが充実をしている、つくし園は駒ヶ根市の施設であり、各市町村が気楽に使える施設がほしいといったこと、それから、療育の訓練施設は必要であって、広域運営がよいと思うが、費用面でメリットがあるのか、また、広域運営となった場合に就学の支援、就園支援に伴う情報交換や連携が難しくなることが懸念されるといった御意見も出ております。

また、この中で、病児・病後児保育につきましても、広域の中でやってほしい、また、保育園の一角というわけにもいかないの、町村単独では無理なので、昭和伊南総合病院でこういうことも含めてやってもらえないかっていうような意見が出ております。

このように、検討結果の中では、療育訓練を継続的に行うための専門職員の確保、さらに小児科医初め医療との連携の必要性、施設、設備の充実、さらには重度心身障害児への対応や病児・病後児保育への対応の必要性など、多くの課題がありまして、これらに対応していくためには病院事業を行う伊南行政組合での運営が望ましいとする意見が大勢を占めております。

したがいましてですね、広域での実施に伴う課題として、今、挙げられております施設整備や運営に係る費用負担の課題や遠距離からの利用に対する配慮、就園、就学などの支援に伴う福祉や教育機関等との情報交換や連携についての懸念など、支援を必要とする皆さんが利用しやすく、事業の効果が発揮できる体制について十分議論をし、現在、検討をしております病院等の建てかえを予定しておりますので、その際に施設整備も含めて実施できるように、看護大学やこころの医療センター駒ヶ根との連携も含めて、伊南4市町村で協議を進めてまいりたいと、そんなふう考えております。

2点目の観光分野で伊南に事務局体制ができないかという御質問でございます。

伊南地域を初めとします上伊那圏域の市町村では、組織形態は異なるものの、いずれも観光部局や市町村観光協会がですね、連携を図りながら管内への誘客のための取り組みが進められております。

現在、観光に関する広域連携の組織としては4つございます。

1つが伊那路観光連盟でありまして、伊那谷の上伊那・下伊那地区で構成をされる広域観光連盟でありまして、伊那谷観光パンフの作成とサービスエリア等での啓発活動、それから、広域のサイクリングルート造成と誘客活動、広域観光ルートの検討などを行っております。

次に伊那路・木曾路広域観光連携会議でありますけれども、ここでは伊那谷、木曾谷の関係者で広域連携の会議を設けておりまして、広域的な名所めぐりマップの製作、県外でのPRキャラバン、合同による都市圏でのイベント企画などを行っております。

次に上伊那の観光連盟でありますけれども、上伊那地区で構成をする広域観光連盟でございます、広域観光パンフの製作や首都圏におけますPR活動、ノベルティグッズの製作、魅力ある広域観光コースの検討などを行っております。

もう一つが伊南地区観光懇談会でありまして、これは伊南市町村の観光協会が構成する懇談会でございます、広域的な旅行商品の造成や情報交換などを行っておりまして、伊南地区をめぐるバスや宮田ワイン祭りなど、既にタイアップをした取り組みも進めておりまして、魅力ある観光商品の提供に力を入れております。

また、上伊那広域連合では、広域的な観光振興に関する事務について、従来の調査、研究から一歩進んで広域連合が主体となって広域観光を推進できるように、今回、規約の改正を行い、上伊那圏域での観光振興に取り組んでいくこととしております。

さらに、今後でございますけれども、リニアの中央新幹線の開通、または三遠南信自動車道の開通、東京オリンピックの開催などを控えておりまして、これらを契機とした観光面のみならず定住人口の増加も見据えた交流人口の増加策を広域連携をさらに強化する中で取り組んでいく必要があるかなと思っております。

伊南管内においては、アルプスの景観や住民のおもてなしをよりどころとした体験型観光のメニューづくりも進めてきておりまして、例えば信州伊那里博覧会イーラなどはですね、プロに限らず、一般グループも巻き

込んでグループの活動を体験メニュー化してきているところで、注目をされておりまして、今後の事業化が期待をされているところでございます。

また、伊南地域の美しい景観を生かした周遊コースの設定や多くの体験メニューによる誘客を進めるために伊南市町村の観光協会が連携する伊南地区観光懇談会の活動の進展が期待されるところでございます。

伊南地域の定住人口の増加や地域発展のために観光振興の連携を強化をしていくことは大変重要であり、伊南地域の観光連携、統一的な取り組みの手法として伊南行政組合の共同処理事務としてはどうかという御提案ではありますけれども、現在、先ほど言いましたように、いろんな連携組織が活動をしている状況でありますので、まずは伊南の観光協会の皆さんの連携を深めていくことが、より、今の段階では現実的であるのかなと、そんなふうを考えております。

○5 番（加治木 今君） ただいま御答弁をいただきました。

発達障害の取り組みにつきましては、将来、病院を建てる時にハード的なものを考えていくというお話でしたが、先ほど私が質問の前段で申し上げましたように、地方創生というものが、今、動き出しているときに、もう少しスピード感を持って、例えば発達障害の研究については、もう始めていくとか、今までの事例を整理をして、この伊南の地域として発信できるだけの力は、私はあると思うんですけども、そういうものをしていくとか、そのようなお答えがほしかったのですけれども、そういうことに対して、例えば今まで長年やってきた取り組みに対して、関係者も伊南でやっていくのが望ましいと言っているのだから、病院の改築まで待たなくても、もっともっと早く、その国との連携を深めながらも、発達障害はどういうやり方の支援の仕方がいいのかということ早く取りかかっていたいただきたいということを思いますので、それに対する見解をお聞きします。

特に発達障害に関しましては、小さなお子さんだけではなくて、大きな方も、成長した方も非常に悩んでいる問題でもありますので、これは少子化対策にも子育て支援にもなりますし、また、人材育成にもなる、いろいろな面からも考えられることですので、もう少し前向きな積極的な進め方を臨みたいと思いますが、それに対する見解をお願いしたいと思います。

観光に関しましては、確かに伊南行政組合の事務としてやるには、性格上、適さないかもしれません。ただ、今、組合長が幾つもたくさん挙げていただきました。全部で7つ、広域で取り組んでいる取り組みがあるわけですが、それが果たしてどのように機能しているのか、誰も整理をするところがない、わからないというのが事実でございますが、この伊南の魅力というものをもっと積極的に発信していくものが、もちろん事務局体制でなくても結構でございますけれども、そういうことをどのように考えられておられるかをお聞きしたいと思います。

それから、あわせて2回目の質問をさせていただきます。

ただいま組合長のお答えでは、両方ともに伊南行政組合の事務事業としては余り適していないのではないかとはいえませんが、本日は、地方創生に向かって、この伊南の地がまとまっていく、考えていく必要が大きいという観点で、事務事業の拡大という方向でお聞きいたしました。2つとも、性格上、適さない、あるいは人件費の関係など研究すべきは多いと思いますが、今後の方針を決めるのには大きく将来を見越すことが必要ではないかと思っております。これから訪れる高齢化や少子化の社会を乗り越えるためにも、

この伊南がまとまっていくことは絶対に必要ではないかと私は思います。

ここで、組合長は、事務事業が減ってきているこの組合の今後のあり方についてどのような見解を全体的に持たれているのでしょうか。それもあわせてお聞きしたいと思います。

○組合長（杉本 幸治君） まず1点目、障害を含めた皆さんの支援施設の関係でありますけれども、先ほど、将来的な方向としては、施設のしっかりしたものをつくり、また、医療スタッフもですね、充実している病院との併設っていうのが、非常に、今、お子さんとの連携も深いもんですから、そういうことにしていつて、伊南行政の事務としてできるように研究していきたいということでもありますので、そこは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

当然のことでありまして、今現在でも、療育訓練のための専門職の確保とかですね、医療との連携に関して、また、リハビリ専門職員の派遣など、まず、昭和伊南総合病院が支援できることについては、現在、模索中でありますので、できるところからは取り組んでまいります。

ただ、根本的には、やはりしっかりしたものをつくらないとですね、十分な対応ができないかなど、そんなことを思っておりますので、結論を述べさせていただきました。それまでの間も、決して、伊南地域の皆さんにできることはですね、しっかりやっていきたいと、そんなふうに思っておりますけれども、先ほども言いましたように、専門職の確保、また、施設等の根本的な確保には時間かかるもんですから、そんなことで御理解をいただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、観光につきましてはですね、議員、言われるように、組織つくったから動き出すっていうものでもないんですね。これ。ですんで、今、伊南が、また新たなものをつくって屋上屋にならないようにしなきゃいけないかなと思いますので、既存のものをしっかり生かしながらやっていくこと、重要ですし、何より、これ、人ですね、私が思うのには、観光を引っ張っていくのに専門的な人が来ていただきますと、一気に事業が進むかと思います。駒ヶ根市の例でありますけれども、駒ヶ根市の観光協会のほうにも、やはり、それなりの資格、企画をするだけの資格を持った人を配置をし、協会で新しい企画もでき、売っていけるような仕組み、つくりまして、今、ようやく少し動き出してきていますので、やはり、そうしたことを進めていけばいいと思いますし、また、駒ヶ根市、伊南の基幹市といたしまして、観光協会のほうもですね、先頭に立って引っ張っていききたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に伊南行政組合の今後のあり方についての御質問でございます。

過去の市町村合併の協議の中でもさまざまな事務事業や行政課題につきまして伊南4市町村が一体的に進めていくことのメリットや重要性について議論を重ねて、認識をともにしてきているところでございます。そうした中で、多くの事務事業に関しまして伊南4市町村の担当者会議や事業関係の協議会などが中心となりまして伊南の連携を図ってきております。

伊南行政組合は、御指摘のように、病院事業を初め火葬の事業、し尿処理事業、ごみ処理事業、それから消防事業などといった住民生活に密着をした業務を安定的、効率的に実施をしていくために4市町村が費用を負担をし合い共同処理をしている一部事務組合でございます。

全国的に見ましても、一部事務組合の多くは地方自治体が担うべき単体の業務あるいは2、3の業務を複数の自治体が共同処理するために設置をされているのが一般的でございます。

そうした中で、国の進めようとしております地方創生への取り組みでございますけれども、各市町村ごと、これに対応すべく戦略が練られているところでございます。

一方で、グローバル化、また情報化、多様化と言われるように、現代社会は行政主導で進む時代から地域や民間の発想や活動と協調をして進めることが政策実現の鍵を握っていると思うところでございます。

先ほどの観光振興の例で申しました信州伊那里博覧会イーラのようなですね、地域づくりにかかわるさまざまな分野のグループの活動を結び、観光振興に成果を上げており、こうした活動を政策に生かしていくことが重要であると、そんなふう考えております。

そうした点から申し上げますれば、伊南の各市町村の意向をまとめていくことが必要でありますけれども、さきに申し上げましたように、それぞれの分野で必要に応じた協議の場も設けられていますことから、さらに具体化をして進める必要性があれば伊南行政組合の事業として検討することもあると考えております。

今、地方創生の取り組み、いろいろのメニューが出始めておりますので、ようやくそれぞれの市町村で具体的な取り組みもしてきているのかなど、そんなふう思っておりますので、4市町村が共同して処理をしていく必要があるもの、また、そのメニューの中で必要性を見極める中で必要が認められる事業があればですね、積極的に協議は進めていきたいと、そんなふう思っております。

○5 番（加治木 今君） きょう、私がお聞きしたかったことは、地方創生と絡めて伊南の地域がまとまっていくということと、あと、この伊南行政組合の存在というものをこれからどのようにしていくかということとを組合長にお聞きをしたかったというのがございます。きょうは、ここに議員さん、あるいは首長さん、また関係の皆さんがお集まりになっておりますけれども、これから事務事業が減っていく中で、この伊南行政組合というものを今後も続け、盛り立てていけるのかどうかと、そういうことが、私としては、盛り立てていくのが、やはり伊南のためではないかと思っておりますけれども、その点について組合長さんにお聞きをしたいと思いましたが、今はいろいろな地方創生のメニューに対して必要なものがあればというお答えでしたけれども、現時点では、そのようなお考えということではよろしいのでしょうか。

○組合長（杉本 幸治君） 今、行政の進め方なんですけれども、かつてはですね、いろいろなものを進めていく上で、合併ってということによって一つの方向に行くっていうのが大きな流れだったんですけども、平成の合併を通していろいろ課題も出てきております。国において、今、進めようとしているのは、そういった合併型ではなくて、基礎自治体としてはしっかり残っているけれども、必要な事務については連携をして進めていくっていう方向に動いているのかなって私は思っております。ですので、そのためには、それぞれの自治体の中でですね、共同処理することによって、そのことが住民福祉につながるっていうことが明確になれば、私は、積極的にですね、規模、スケールメリットがある取り組みができるならば、できる限り大きなものでやったほうがいいと、そんなふう思っておりますので、当地域でいけば、一つは伊南行政としての取り組み、もう一つは上伊那全体での取り組み、それから、上下伊那としての取り組みっていうことになっていくんでしょうか。ですので、観光みたいなものは、やはり狭いところもありますし、やはり広い視野が必要だと思いますし、その他の事務でも、先ほど出ておりますような教育だとか医療だとか福祉といったことは、本当に小さいところだけでいいのか、子どもが減っていく中で、ある程度、スケールメリットが必要だと思いますので、そういう視点を持って、必要なものについては連携をして進めていくべきだというふう思っております。

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長（松下 寿雄君） これにて5番 加治木今議員の一般質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後3時36分 休憩

午後4時40分 再開

○議 長（松下 寿雄君） 本会議を再開いたします。

日程第6

議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

を議題といたします。

本案は本日の会議において消防衛生委員会に付託してあります。

消防衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長（村田 豊君） 消防衛生委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託をされました議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査をした結果、質疑、討論なく、全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので報告を申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

○議 長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって議案第15号 上伊那地域公平委員会を共同

設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更については原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第16号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

以上5議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において消防衛生委員会及び保健福祉委員会に付託してあります。

消防衛生委員長より議案第16号から議案第18号までを、議案第19号につきましては保健福祉委員長から、この後、議案第20号について消防衛生委員長から、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長（村田 豊君） 消防衛生委員会から審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第16号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、質疑、討論はありませんでした。全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

次に議案第17号、本日の会議において本委員会に付託されました議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、寒冷地手当の支給についての質問がありました。駒ヶ根市に準ずるという答弁がございました。全員賛成で原案を可決すべきものと決定いたしましたので報告を申し上げます。

次に議案第18号、本日の会議において本委員会に付託されました議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、特に質疑、討論なく、全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○保健福祉委員長（坂井 昌平君） 保健福祉委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、質疑、討論なく、全会一致で提案を可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

○消防衛生委員長（村田 豊君） 消防衛生委員会の審査結果の報告を申し上げます。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査をした結果、質問として「災害応援の出動の場合に県からの補助はないのか。」という質問に対して「県からの補助は今のところないけれども、検討がされている。」という答弁がありました。また、「隊員の確保はされているのか。」という質問に対しては「地元出動を優先をする中で、出動のできる体制の確保がされている。」という答弁がありました。全員賛成で原案を可決すべきものと決定しましたので報告をいたします。

よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議 長（松下 寿雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第16号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例

について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号 伊南行政組合職員の再任用に関する条例については原案のとおり可決されました。

引き続き、

議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、

議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号 伊南行政組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、

議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）

について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成26年度伊南行政組合一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第7

議 第1号 特殊詐欺被害を撲滅し、地域住民の安全と安心を確保する決議

についてを議題といたします。

なお、議案につきましては、本日、各議席に配付されております。

それでは事務局より朗読を願います。

○次 長（宮下 務君） 朗読

○議 長（松下 寿雄君） 提案理由の説明を求めます。

○2 番（三原 一高君） それでは、提案者を代表いたしまして議 第1号 特殊詐欺被害を撲滅し、地域住民の安全と安心を確保する決議の提案理由の説明をさせていただきます。

特殊詐欺の被害は増加の一途であり、全国では、昨年は489億円、ことしは既に11月末で498億円を超えています。県下でも昨年10億円を超え、ことしも既に昨日10億円を超えたとの報道がありました。これは他人事ではなく、この伊南管内でも9件、2,600万円余の被害が出ています。

オレオレ詐欺は一般に知られてきましたが、最近では架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺等の振り込み詐欺、平成24年から増加している金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺と手口も巧妙になってきております。これらを総じて特殊詐欺と呼んでいますが、このほかに次々と新しい、例えばインターネットを使う等、新たな手口が出てきております。

特殊詐欺は、人の心につけ込み、特に抵抗力の弱い高齢者を標的に財産を奪う卑劣な犯罪であり、決して許すことはできません。

撲滅するために、広報活動の強化や金融機関窓口における水際対策、防犯情報の提供、被害にかかりやすい高齢者を見守る地域防犯活動の推進や地域ネットワークの構築、家庭におけるきずなの醸成など、地域社会全体で特殊詐欺は絶対許さないという強い取り組みを広域的に進めていく必要があります。

このような理由から、特殊詐欺被害を撲滅し、地域住民の安全と安心を確保する決議を、既に町村議会で同類の決議もありますが、駒ヶ根警察署と管内を同じくする伊南地域でも決議することが最善と考え、本議会に提案するものであります。

全議員の皆様の御理解と御賛同をお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長（松下 寿雄君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して直ちに表決に付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松下 寿雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議 長（松下 寿雄君） お座りください。（起立者着席）

起立全員であります。よって、議 第1号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成26年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案をさせていただきましたすべての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

各市町村におかれましては新年度の計画づくりや予算編成作業が始まっていることと存じますが、景気回復による地域経済への影響がまだまだ弱い中で、市町村財政の状況は引き続き厳しい状況にあります。

伊南行政組合におきましては、構成市町村の分担金を主な財源として運営をしておりますので、今後も事業のあり方の検討や業務の改善に鋭意務めるとともに、国に政策や支援策等も注視をしつつ、伊南4市町村が情報を共有し、連携を深めていくことがますます大切になってくるものと思っております。

終わりに、いよいよ年の瀬も迫り、何かと慌ただしい時期であり、また、寒さ厳しき折であります。議員各位におかれましては、御自愛をいただき、ますます御活躍されますこと、そして、災害のない明るい新年を迎えられますことを御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

大変ありがとうございました。

○議 長（松下 寿雄君） これをもって平成26年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

○次 長（宮下 務君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

ありがとうございました。

午後5時00分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成26年12月25日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員